

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公開番号】特開2010-46185(P2010-46185A)

【公開日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-009

【出願番号】特願2008-211531(P2008-211531)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月16日(2011.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機構成部材である第1部材と第2部材とがネジ部材により締結されてなる遊技機であって、

前記ネジ部材は、

前記第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、

その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、

これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、  
を備えており、

前記分離部によって前記軸部から前記頭部が分離された場合に、前記軸部側の軸線中心が通過する部分を前記分離部よりも反軸部側から隠すように当該頭部を保持する保持部が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記ネジ部材は、前記軸部の軸線方向と略直交する方向へ拡張された拡張部を更に備え、

前記拡張部は、前記分離部よりも前記軸部側でありかつ前記分離部と前記軸部との間に設けられており、

前記保持部は、前記軸線方向に離間した位置に第1規制部及び第2規制部を一体に有した状態で前記ネジ部材に設けられており、

前記頭部及び前記拡張部は、前記第1規制部と前記第2規制部とによって挟まれた領域に配置されており、

さらに、前記保持部には、前記頭部を前記軸線方向と略直交する方向から覆うように配置された第3規制部が設けられており、

前記第1規制部によって前記頭部が反軸部側へ移動することが規制されるとともに、前記第2規制部によって前記拡張部が反頭部側へ移動することが規制されており、さらに、前記第3規制部によって前記頭部が前記軸線方向と略直交する方向に移動することが規制されていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

**【請求項 3】**

前記第3規制部は、前記頭部及び拡張部の前記軸線方向に沿った外周側を覆う筒部であり、

前記筒部の軸線方向両端に前記第1規制部及び第2規制部が設けられていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

**【請求項 4】**

前記第1規制部は、前記工具係合部に工具が通される通し孔を有しており、

前記軸線方向と略直交する方向における前記第3規制部の内周側と前記頭部の外周側とによって形成される隙間が、当該隙間内にて分離された前記頭部がいずれの方向に移動したとしても、前記軸部側の軸線中心が通過する部分を前記通し孔から隠すように設けられていることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の遊技機。

**【請求項 5】**

前記第1規制部は、前記工具係合部に工具が通される通し孔を有しており、

分離された前記頭部は、前記通し孔にその少なくとも常に一部が入り込んでいるものであり、

前記軸線方向と略直交する方向における前記通し孔の内周側と前記頭部の外周側とによって形成される隙間が、当該隙間内にて分離された前記頭部がいずれの方向に移動したとしても、前記軸部側の軸線中心が通過する部分を前記分離部の反軸部側から隠すように設けられていることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の遊技機。

**【請求項 6】**

前記第1規制部は、前記通し孔より反軸部側に前記頭部が突出することを規制することを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

**【請求項 7】**

前記第1規制部は、前記通し孔の周縁部を規定するものであり、

前記頭部は、前記通し孔よりもその外周側の方向に拡張された頭部側拡張部を備えるとともに、前記頭部側拡張部が前記第1規制部よりも前記軸部側に配置されており、前記周縁部と前記頭部側拡張部とが接した状態にて、前記通し孔よりも反軸部側に移動しないように設けられていることを特徴とする請求項6に記載の遊技機。